

## ● 基本的な考え方

「乳児用食品」、「牛乳」の区分に該当する食品は下記のとおり。

### 「乳児用食品」の区分に含める食品

- 健康増進法第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの

- 乳児用調製粉乳



- 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの

→消費者が表示内容等により乳児向け（1歳未満）の食品であると認識する可能性が高いものを対象とする。

- 乳幼児を対象とした調製粉乳

フォローアップミルク等の粉ミルクを含む



- 乳幼児用食品

おやつ等



- ベビーフード

1歳未満を対象とするもの



- 乳幼児向け飲料

飲用茶に該当する飲料は飲料水の基準を適用



- その他

服薬補助ゼリー、栄養食品等



### 「牛乳」の区分に含める食品

牛乳 低脂肪乳 加工乳等 乳飲料



- 「牛乳」の区分に含めない食品 → 「一般食品」として扱う

乳酸菌飲料

発酵乳

チーズ

